

社労士診断認証制度が始まります

「経営労務診断のひろば」のサイトはもう確認いただけましたでしょうか。

今年4月から、「社労士診断認証制度」がスタートします。

林 智子

全国社会保険労務士会連合会常任理事

業務開発特別委員会委員・経営労務監査等推進部会部長



「経営労務診断のひろば」

URL <https://www.sr-shindan.jp/>



※社労士用ページのパスワードは月刊社労士12月号19ページをご覧ください。
※ウェブサイト「経営労務診断のひろば」は、2020年4月に正式スタートし、3月までは正式稼働前の広報サイトをプレオープンさせています。

■まずは「職場環境改善宣言」からスタート

この宣言は、社労士が企業と一緒に「職場環境改善宣言企業」確認シートの各項目について、企業の現状を確認します。確認項目は、基本的な労働社会保険諸法令の遵守状況や働き方改革への取り組みの進捗状況の現状確認です。

※「経営労務診断のひろば」に確認シートがアップされています。

企業が進めている職場環境改善がどの程度進んでいるのか診断するとともに、今後の取り組み課題を明らかにすることができます。すべてが「はい」でなくともかまいませんが、「はい」とならない要因について、担当社労士が今後のアドバイスや指導を行います。

結果にかかわらず「職場環境改善宣言企業」のマークを付与し、連合会が運営する「経営労務診断のひろば」サイト（2020年4月正式スタート）へ、宣言企業であることを掲載します。

企業が自社のサイトや関連サイト、従業員の名刺や各種印刷物に宣言マークを貼ることができ、企業の職場環境改善への取り組み姿勢を広く社内外へ広

報・周知できます。

この宣言は、労働社会保険諸法令の遵守だけではなく、働き方改革で注目されている旬な項目も盛り込んでいることから、「経営労務診断」を希望する企業も、経営労務診断の前に毎年必ず確認してください。

企業がサイトへ掲載したりマークを取得する費用はかかりませんが、担当社労士は確認・助言等の報酬について企業とご相談ください。

■「職場環境改善宣言」をしたら「経営労務診断」へ！

「経営労務診断」は、企業の労働社会保険諸法令の遵守状況を連合会作成の「経営労務診断基準」に基づき社労士が診断し、改善への助言をするものです。労働社会保険諸法令遵守の状況、労務管理に関する数値状況の確認をすることで、企業の労務管理に関する課題を明確化することができます。

経営労務診断は、原則として毎年実施していただきます。つまり、年1回の企業の健康診断とも言うべきものです。

診断を実施した企業の情報は、連合会が運営する

「社労士診断認証制度」に関するサイト「経営労務診断のひろば」（2020年4月正式スタート）へ掲載します。

「労務管理に関する調査事項」に改善すべき項目がある場合は、「経営労務診断実施企業」のマークを付与し、上記サイトの企業情報へ、**診断を実施した事実のみ公表**します。

なお、「労務管理等に関する数値情報」だけ掲載・公表することもできます。

「**労務管理に関する調査事項**」がすべて「**適正**」となった場合は、「経営労務診断適合企業」のマークを付与し、上記サイトに企業情報を掲載します。

診断項目の中の「労務管理等に関する数値情報」は、女性活躍推進法で公表を義務づけられた項目を含んでいますので、このサイトで公表することで、法律の公表義務を充足することができます。

企業がサイトへ掲載したりマークを取得する費用はかかりませんが、担当社労士は診断・助言等の報酬について企業とご相談ください。

■サイバー法人台帳ROBINSについて

サイバー法人台帳ROBINSのサイトが今年3月31日で終了することに伴い、現在の「経営労務診断適合企業」に対して、企業情報及び経営労務診断適合企業である情報を新サイトへ引き継げるよう、診断した

社労士会員を通じて、現在同意書をとっています。連合会に同意書を提出した企業は、新サイトへ情報を掲載します。

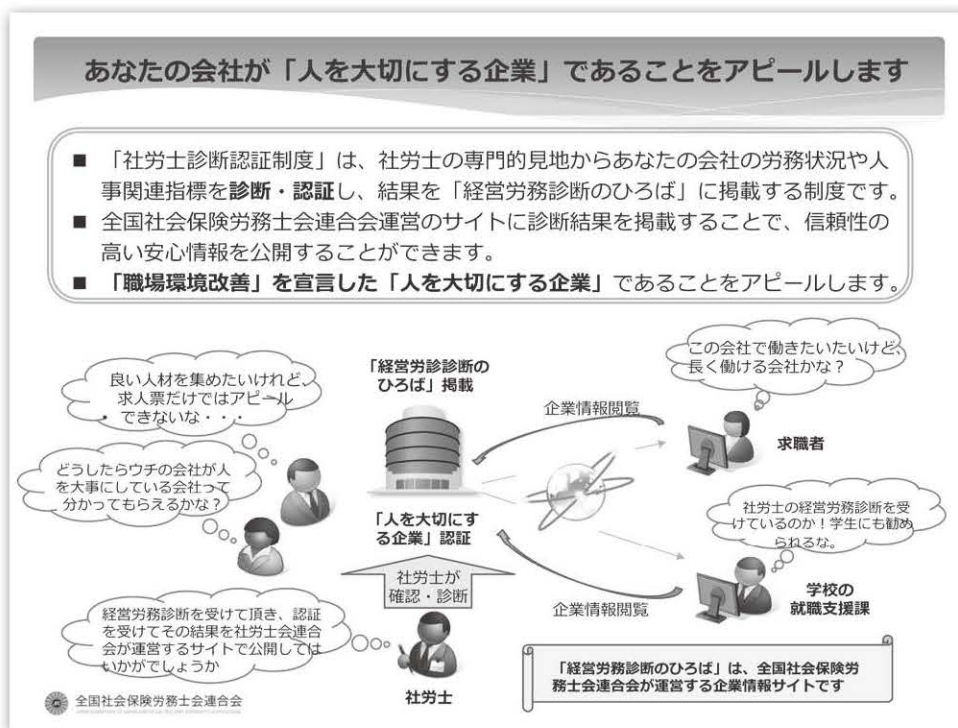
★社労士の「確認者」について

ROBINSの「経営労務診断適合企業」を診断した確認社労士の情報は、診断企業数の多い順にデータ移行され、新サイトにもリスト形式で掲載されます。

■商標登録の申請をしています

「経営労務診断」、「経営労務監査」の単語と3つの新制度の認証及びそのマークについて、連合会は商標登録の申請をしており、本登録となるまで、それぞれ右下に「TM」=trademarkを付しています。

商標は「もの言わぬセールスマン」と表現されることもあり、商品やサービスの顔として重要な役割を担っており、商品やサービスに付ける「マーク」や「ネーミング」を財産として守るのが「商標権」という知的財産権です。事業者が営業努力によって商品やサービスに対する消費者の信用を積み重ねることにより、商標に信頼や安心というイメージが定着していきます。我々が行う経営労務診断ならびに経営労務監査、社労士診断認証制度は、これまで50年の歴史を積み重ねてきた社労士が行う専門業務であり、連合会は今後も引き続き社労士の知的財産であることを強くアピールしていきます。



※この図は、「経営労務診断のひろば」サイト⇨社労士専用ページ⇨資料ダウンロード⇨企業向け説明資料素材からデータを入手できます。